

女性活躍推進法に関する情報公開



対象期間：（2024年10月～2025年9月）

●女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合

区分	女性の採用割合
派遣社員	51.6%
正社員	100.00%
パート	20.0%

- ・男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	87.8%
派遣社員	94.5%
正社員	60.3%
パート	107.5%

※派遣社員、パートについては、正社員の所定労働時間（1日8時間）
で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出しています。

●職業生活と家庭生活との両立

- ・男女の平均継続勤務年数の差異

区分	男女の平均継続勤務年数の差異 (男性の平均継続勤務年数に対する 女性の平均継続勤務年数の割合)
派遣社員	102.2%
正社員	25.0%
パート	400.0%